

年度モニタリング(令和2年度)

施設名称	佐倉市志津児童センター 上志津学童保育所外6学童保育所
施設概要	<p>【志津児童センター】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1672番地7 施設構造:鉄骨鉄筋コンクリート造、地上4階建(志津市民プラザ3階) 敷地面積:4,760.13㎡ 延床面積:3,123.61㎡ 建築年月:平成27年11月 施設内容:事務所、遊戯室、図書室、授乳室、集会室、静養室</p> <p>【上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1764番地6 施設構造:鉄骨造、地上1階建 敷地面積:1,476㎡ 延床面積:302㎡ 建築年月:昭和54年3月 施設内容:学童保育室(1室)遊戯室 図書室 事務室</p> <p>【第二上志津学童保育所】 所在地:〒285-0846 千葉県佐倉市上志津1752 上志津小学校敷地内 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:700㎡ 延床面積:140㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津4丁目26番1号(単独施設、志津保育園敷地内) 施設構造:木造、地上2階建 敷地面積:2,413㎡ 延床面積:82㎡ 建築年月:平成6年2月 施設内容:学童保育室(2室)</p> <p>【第二西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p> <p>【第三西志津学童保育所】 所在地:〒285-0845 千葉県佐倉市西志津7丁目2番1号(西志津小学校内) 施設構造:鉄骨造、地上2階建 敷地面積:26,200㎡ 延床面積:976.14㎡ 建築年月:平成28年3月 施設内容:学童保育室(2部屋)多目的室 教室4 資料室</p>

施設概要	<p>【下志津学童保育所】 所在地: 〒285-0843 千葉県佐倉市中志津4丁目26番16号(下志津小学校内) 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上1階建 敷地面積: 18,990㎡ 延床面積: 5,753㎡(学童保育部分200㎡) 建築年月: 昭和42年3月 施設内容: 学童保育室(2部屋)</p> <p>【南志津学童保育所】 所在地: 〒285-0842 千葉県佐倉市下志津原164番地2(南志津小学校内) 施設構造: 鉄筋コンクリート造、地上4階建 敷地面積: 29,036㎡ 延床面積: 818㎡(学童保育部分128㎡) 建築年月: 昭和49年7月 施設内容: 学童保育室(2部屋)</p>
施設の設置目的	<p>児童センターは、児童福祉法に規定された児童厚生施設であり、地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とします。</p> <p>学童保育所は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、授業の終了した放課後及び長期休業その他学校休業日、土曜日等において、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援することを目的とします。</p>
指定管理者	テルウェル東日本株式会社
指定期間	平成31年4月1日～令和6年3月31日
委託料	447,396,959円(令和2年度支払額 93,291,903円)
市所管課	こども支援部こども保育課
第三者	志津児童センター運営委員会

①業務点検

評価	説明
S（優良）	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A（適格）	適格に実施されている。
B（概ね適格）	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C（要改善）	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
-（該当なし）	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準			
1 基本事項			
開所（館）時間	開所（館）時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(3)」に記載。	
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(2)」に記載。	
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(4)」に記載。	

適正利用	利用・減免等の手続は規定に則って行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用料金	利用料金の減免の基準、範囲・件数は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
法令遵守	関連規程を理解し、法令遵守が確保されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-1-(5)」に記載。	
2 維持管理業務に関する基準			
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	
清掃	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(1)」に記載。	

清掃	定期清掃は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
廃棄物処理	適正な方法(分別等)と頻度により廃棄されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」、別表1に記載。	
廃棄物処理	廃棄物の減量に務めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(2)」に記載。	
環境衛生	必要な検査等は規定の回数・基準を達成しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書 別表1に記載。	
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)、(11)」に記載。	

公共料金支払	公共料金は滞りなく支払われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(3)」に記載。	
景観維持	屋外の景観が維持されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(4)」に記載。	
備品管理	備品管理台帳が整備され、適切に記録されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(5)」に記載。	
修繕	適切に修繕を行うとともに、市への報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	

修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
修繕	消耗品の補充・管理は適正に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(6)」に記載。	
警備	入退者管理、施錠管理、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
警備	夜間・休所日警備に支障はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
保守点検	法定点検その他定期点検を遅延なく確実に実施しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」、別表1に記載。	

保守 点検	点検によって発見された不具合の報告を適切に行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(9)」に記載。	
安全 点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
安全 点検	避難経路や消防設備の付近に障害物はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(7)」に記載。	
駐 車 場	設備の損傷や危険物、違法駐車はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	
駐 車 場	事故・盗難等の発生について市への報告を怠っていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-2-(10)」に記載。	

3 施設運營業務に関する基準			
利用 手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(1)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	出納簿等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	現金は必要最小限とし、盗難・紛失等のないよう管理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
利用 料 金 徴 収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(2)」に記載。	
物 品 販 売 等 許 可	物品販売、寄付の募集、広告物の掲示・配布等の許可が適切に行われ、利用者の妨げとなっていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7),Ⅱ-6」に記載。	

記録業務	日報や各種記録(文書・画像・音声・映像等)を行い、整理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(6)」に記載。	
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	パンフレット・チラシ等の在庫切れはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	
広報活動	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(7)」に記載。	

意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
意見等受付	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
相談業務	相談内容及び個人情報の保護は徹底されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(8)」に記載。	
企画事業	事前に計画書を文書で市に提出し、承諾を得た上で実施し、実施後適切に報告を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-7-(1),(2)」に記載。	

企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。	
留意事項	拾得物台帳を作成し、拾得物を所轄の警察署に届けているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」に記載。	
留意事項	管理運営の実施等に関する市の調査に協力しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-3-(9)」に記載。	
4 経理事項に関する基準			
区分会計	区分会計により独立した帳簿及び預金口座で管理しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(2)」に記載。	
帳簿管理	帳簿書類等は適切に保存されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-4-(3)」に記載。	

5 独自事業に関する基準			
事業計画	独自事業の実施にあたり、事前に計画書を提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-5、Ⅲ-7-(1)」に記載。	
6 目的外業務に関する基準			
行政財産使用許可	目的外業務(公衆電話設置等)の実施にあたり、行政財産使用許可申請を行っているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
行政財産使用許可	目的外業務の実施による利用者への妨げはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅱ-6」に記載。	
Ⅱ 運営体制・組織に関する基準			
1 基本事項			
労務責任	業務従事者の労務に関し法令が遵守され、責任ある体制となっているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	

労務責任	業務従事者から労務に関する苦情等はないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
労務責任	労働時間の管理は適切になされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(1)」に記載。	
資格・免許	必要資格及び免許等が取得されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(3)」に記載。	
許認可等	必要な許認可及び届出等が行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-1-(2)」に記載。	
2 実施体制に関する基準			
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-2-(2)」に記載。	

研修等	必要な訓練・教育・研修等が計画的に実施されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(3)」に記載。	
連絡体制	指定管理者の団体本部との連絡体制は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(4)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(6)」に記載。	
接遇	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－2－(6)」に記載。	
3 一部業務委託(再委託)に関する基準			
委託範囲	再委託の範囲及び委託先の選定は適切か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－3－(2)」に記載。	

報告	再委託の計画及び契約書等について市へ提出しているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
履行確認	再委託業務の履行確認は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-3-(2)」に記載。	
4 運営協力体制に関する基準			
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-4」に記載。	
5 安全管理・危機管理に関する基準			
平常時	保守点検、巡視等は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(1)」に記載。	
体制整備	危機管理計画及び危機管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-5-(2)」に記載。	

体制整備	非常時の連絡体制は確立されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－5-(2)」に記載。	
事故災害対応	事故・災害等発生時は市へ直ちに報告され、適切に対処したか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－5-(2)」に記載。	
損害賠償	第三者への損害賠償は適切に行われているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－5-(4)」に記載。	
保険加入	必要な保険に加入し、その範囲は適正か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－5-(5)」に記載。	
6 個人情報保護・情報公開・情報管理に関する基準			
守秘義務	業務上知り得た秘密を他人に漏らしていないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－6-(1)」に記載。	

個人情報保護	個人情報保護条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(2)」に記載。	
情報公開	情報公開条例に基づき、適切に処理されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報公開	総合的かつ積極的な情報公開の推進が図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(3)」に記載。	
情報管理	情報管理計画及び情報管理マニュアル等は整備されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	
情報管理	情報セキュリティ(コンピュータウイルス対策等)は万全か。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ-6-(4)」に記載。	

7 事業計画及び事業報告に関する基準			
資料提出	事業計画及び事業報告は規定どおりに提出されているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－7-(1)、(2)」に記載。	
資料提出	事業計画及び事業報告の内容に虚偽及び重大な誤りはないか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－7-(1)、(2)」に記載。	
8 連絡調整に関する基準			
連絡会議	市との連絡会議を適宜行い、十分な調整は図られているか。		
	指定管理者	佐倉市	特記事項
	A	A	
	記載箇所	業務基準書「Ⅲ－10」に記載。	

意見記述欄

指定管理者	<p>令和2年度は、コロナウイルス感染症対策により、学校の臨時休校や、学童保育所の臨時休所がありました。非常の際も、学校との連携を密にしながら、子どもたちの健全育成に努めてまいりました。児童センターでは、休所や、利用制限(人数・時間)が設けられている中で、利用者の満足度を高めることに注力しました。</p> <p>また、児童センター及び学童保育所の衛生面をより完璧にすることはもちろんのこと、美観を常時保つために、日常的清掃を重点的に取り組むとともに、補修・除草等を適切に行い、環境美化に努めています。</p> <p>児童センターと学童保育所及び学童保育所間で職員の相互応援体制を整え、適切で効率的な人員配置に努めています。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、学校の臨時休校や、学童保育所の臨時休所がありましたが、関係機関との連携など連絡体制をしっかりと構築し、また、基本的な感染対策とあわせて、日常的な清掃等に意識的に取り組むことで、清潔で安心な環境づくりが行われました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響で各施設の管理が難しくなっていますが、センターや学童間での応援体制をとりながら、適当な管理が行えるよう引き続き努めていただきたいと思います。</p>

②利用状況等分析

児童センター	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
延べ利用者数(人)	25,163	25,163	8,075	32.1%	32.1%

学童保育所	前年度実績値	今年度計画値	今年度実績値	対前年度比(%)	対計画値比(%)
利用料金収入(円)	28,339,950	31,509,500	20,743,750	73.2%	65.8%
減免件数(件)	64	64	74	115.6%	115.6%
登録児童数/月 (上志津学童)	40	60	49	122.5%	81.7%
(第二上志津学童)	57	50	31	54.4%	62.0%
(西志津学童)	39	30	35	89.7%	116.7%
(第二西志津学童)	59	50	49	83.1%	98.0%
(第三西志津学童)	42	40	46	109.5%	115.0%
(下志津学童)	44	65	47	106.8%	72.3%
(南志津学童)	65	65	57	87.7%	87.7%

意見記述欄

指定管理者	<p>令和2年度は、新型コロナウイルス感染症対策により、学校の臨時休校や、学童保育所の臨時休所がありました。児童センターでは、休所時期があり、開所してからも利用制限(人数・時間)が設けられ、利用者数は大幅に前年を下回りました。こういった状況の中で、児童センターでは利用者の満足度を高めることに注力し、学童保育所では、できる限りの感染症対策をとって、保育にあたっています。</p> <p>第二上志津学童では、対象学年を1～3年から1～2年に変更したことにより、登録児童数が減少しました。上志津学童との平準化が図れました。</p> <p>南志津小学校区においては、リモートワークの影響やコロナによる働き方の変化により、登録児童数が減少しました。</p>
佐倉市	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、児童センター、学童保育所に関しては、休所となることもありました。児童センターでは、再開してからも利用制限を設けた中での運営となり、利用者数は大幅に前年を下回りました。しかし、その状況下でも、可能な感染症対策をとって、利用者の満足度、安心感を高めることに注力し、運営を行いました。</p> <p>児童センターについては、引き続き利用制限下での運営となるため、適当な対策を取りながら、通常利用に向けた準備も合わせて行っていただきたい。</p> <p>学童については、概ね計画値と同程度の実績値となっていることから、地域の動向などを把握しながら、引き続き利用しやすくなるよう努めていただきたい。</p>

③経営分析

児童センター	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	27,107,182	27,152,925	27,152,925	100.2%	100.0%
支出(円)	30,885,837	26,409,700	31,283,961	101.3%	118.5%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 3,778,655	743,225	△ 4,131,036	109.3%	-555.8%
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	90.1	89.8	91.8	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.41	1.33	1.21	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	1,227	1,050	3,874	315.7%	369.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	1,077	1,079	3,363	312.3%	311.7%

学童保育所	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	92,914,138	94,739,717	89,401,648	96.2%	94.4%
支出(円)	93,348,359	90,931,063	89,635,617	96.0%	98.6%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 434,221	3,808,654	△ 233,969	53.9%	-6.1%
利用料金比率(%) 〈利用料金収入/収入〉	30.5	33.3	23.2	-	-
人件費比率(%) 〈人件費/支出〉	88.1	90.0	89.0	-	-
再委託費比率(%) 〈再委託費合計/支出〉	1.26	1.16	1.23	-	-
利用者当たり管理コスト(円) (支出/延べ利用者数)	269,793	252,586	285,464	105.8%	113.0%
利用者当たり市負担コスト (円) (委託料/延べ利用者数)	177,149	170,598	170,461	96.2%	99.9%

全 体	前年度 実績値	今年度 計画値	今年度 実績値	対前年度比 (%)	対計画値比 (%)
収入(円)	120,021,320	121,892,642	116,554,573	97.1%	95.6%
支出(円)	124,234,196	117,340,763	120,919,578	97.3%	103.0%
収支(円) 〈収入-支出〉	△ 4,212,876	4,551,879	△ 4,365,005	103.6%	-95.9%

意見記述欄

指定管理者	<p>第二西志津学童・第三西志津学童の利用者の増加により、多目的ルームを使用するため座卓を購入し配備。またプリンター・冷蔵庫等の“備品購入費”と経年劣化による“修繕費”が今年度の計画値より増額となりました。</p> <p>コロナウイルス感染症により学童保育所の臨時休所などに伴う保育料の収入ですが、コロナ対策損失補償金で補うことができました。</p>
佐倉市	<p>児童センター及び学童において、新型コロナウイルス感染症対策による影響は随所にあったと思われませんが、学童の収支については、前年度実績値と比べやや改善されているようです。全体的に、計画値との乖離が見られますので、収支管理により差を縮め、安定した事業継続、運営を行えるよう努めていただければと思います。</p>

④業務実施状況確認

【単年度計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
【児童センター】 子育て中の親子がゆつくり安心して過ごせる居場所を提供し、満足して帰っていただきます。	予約制とし、安心して来館いただけるようにしました。孤立しがちな、幼児親子同士の交流が図れるよう、活動に配慮しました。「ぴあの広場」を開催して、ピアノ演奏を楽しむ機会を提供し、好評でした。
【児童センター】 子どもたちが楽しく充実感をもって活動できる場を提供します。	人数制限のある中で、来館した子どもたちが楽しめるよう、工作や遊びを提供しました。また、コロナにより不安定になっている子どもに職員が寄り添えるよう、配慮しました。
【学童保育所】 保護者が安心して子どもを預けられる環境づくりに全力で取り組んでいきます。	保育室の換気・消毒、自動手指消毒機の導入、おやつ・昼食時の黙食等、できうる限りの感染症対策をとって、保育を実施しました。

【中・長期計画】

事業計画・目標	実施状況・効果
【児童センター】 子どもが健やかに成長し、自立していくため、地域で温かく見守られる中で多様な人との交流を得られ、家庭が子育て力を高めていけるような関わりができる場や機会＝「成長空間」を創りだします。 また、子どもとその家庭が豊かな関わり合いを持てる場を広げていくため、地域の中で支援の担い手を増やし、その連携を図ることにより、「成長空間」を支える「地域力」を高めます。	令和2年度は、感染症対策として、世代間の交流を目的とする事業を実施することはできませんでした。 また、毎年実施しているプロナチュラリスト佐々木洋先生による自然観察会は、少人数で、地元である佐倉城址公園を会場として、実施しました。親子での参加が多く、親子一緒に地元佐倉の自然に対する興味関心を高める一助となっています。
【学童保育所】 子どもたちが心温まる雰囲気の中でたくさんの友だちやスタッフと生活を共にし、のびのびと過ごせる環境を整えます。「佐倉市学童保育所設置及び管理に関する条例」等関係法令を遵守し、家庭の三要素といえる「遊びの場」「生活の場」「学びの場」を兼ね備えた居場所となるような学童保育所を目指し、4つの環境を整えます。 ・子ども達の安全を第一に考え、のびのびと楽しく充実した時を過ごせるようにする。 ・常に見守り、子どもに安らぎを与える。 ・子どもの自主性を重んじ、社会性を身につける。 ・子どもがリラックスできる環境を整え、異年齢間の関わりを大切にしながら仲間意識、他者への思いやりなどの人間関係を学ぶ。	令和2年度は、感染症対策で、地域ボランティアの方による読み聞かせ等は実施できませんでした。 ごみゼロ活動を実施し、地域の美化活動にも活躍しました。 避難訓練は、年3回実施し防災への意識を高めました。

意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>児童センター及び学童保育所の業務実施にあたっては、業務基準書に沿って実施するとともに、学童保育所支援員、インストラクター、職員が一丸となって、子どもたちの健全育成と子どもや親子が1日ゆっくり安心して過ごせる居場所となるように創意工夫し、取り組みました。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>感染対策のため、利用人数や事業内容の制限、消毒作業など、通常時よりもかなり実施しづらい状況であったと思います。そんな中、職員が一丸となり、可能な事業を実施したことで、利用者へのサービス品質の確保につながられたのではないかと思います。</p>

⑤利用者満足度調査報告

実施方法等	令和2年10月～11月に、志津児童センターについては利用者を対象として、学童保育所については保護者を対象にアンケート調査を実施し、満足度・改善要望・広報についてのご意見をお聞きしました。
回答数等	志津児童センターから80名、学童保育所から228名の回答をいただきました。
実施結果	<p>志津児童センター (保護者 25名) ☆職員の対応はいかがですか ・良い…25名(100%)・普通…0名(0%)・悪い…0名(0%) ☆タイムリーでわかりやすい情報提供がなされていますか ・されている…20名(80.0%)・されていない…0名(0%) ・わからない…2名(8.0%)・無回答…3名(12.0%)</p> <p>(小学生 48名) ☆センターは楽しいですか ・楽しい…38名(79.0%)・普通…9名(19.0%)・楽しくない…1名(2.0%)</p> <p>学童保育所 (保護者 228名) ☆お子様は学童に嫌がらずに行っていますか ・はい…212名(93.0%)・いいえ…14名(6.1%)・無回答…2名(0.9%) ☆指導員の対応に満足していますか ・はい…206名(90.4%)・いいえ…5名(2.2%) ・どちらとも言えない…17名(7.5%) ☆学童での生活内容等は機関紙や掲示物等で伝わっていますか ・はい…212名(92.3%)・いいえ…2名(0.9%) ・どちらとも言えない…14名(6.1%)</p>

回答者の意見等	対応策等
手洗い時に各自のタオル使用ができるとういのでは？ (学校でハンカチがびちょびちょになるので)	学童保育所にペーパータオルを設置した。
モノを作る遊びをしてほしいです。	LaQやレゴを購入し、保育時に使用した。
同じことを言われたり、聞かれたりする。 職員同士で情報をきちんと共有してほしい。	指導員に、情報共有の大切さについて再度確認し、その方法について、見直しをした。

意見記述欄

指定管理者	指定管理者が改善すべき項目については、貴重なご意見として、速やかに改善したいと考えています。 また、多くの利用者から、「満足できる」とのご意見をいただいておりますが、現状に甘んずることなく今後もさらに、学童保育所の保護者や児童、来館する子どもたちに安心・安全で楽しんでもらえる施設運営に努めてまいります。
佐倉市	児童センター利用者や学童の保護者からは、通年で様々な意見・要望があることと思いますが、早めに改善できるものについては、具体的な対応が取られているようです。 アンケートについては、多くが良い評価とのことで、日頃利用者のことを考えた運営を心掛けているからこそその結果なのではないでしょうか。今後も引き続き、安心・安全な施設運営に努めていただければと思います。

⑥総合評価

【令和2年度】
意見記述欄

<p>指定管理者</p>	<p>【児童センター】 施設の設置目的である「地域の児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする」ために、乳幼児親子、小・中学生、高校生が、だれでも気軽に安心して立ち寄れる場所として、また、子育て中の親子や子どもにとって魅力ある施設として、利用して頂けるよう、施設運営及び施設内外環境の整備等を実施しました。 引き続き、親や子どもが一日ゆっくり安心して過ごせる居場所であり、志津地区の子育て支援事業の拠点となる施設として、市との連携を密にし、佐倉市の安全基準に沿った施設運営に、全力で取り組んでいきます。コロナ禍で利用制限が変更する中、工夫を凝らして、目的の完遂を目指します。</p> <p>【学童保育所】 施設の設置目的である「保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図るとともに、子育てと仕事の両立を支援すること」のために、子どもたちに対しての安全・保護者に対しての安心を最優先し、「第二の家庭」として子どもたちが「帰りたくなる」学童保育所を目指し、学童保育所の運営と保育環境の整備を実施しました。 引き続き、「遊びの場」「生活の場」「学びの場」「学習の場」を兼ね備えた居場所となる学童保育所となるよう、市と学校との連携を密にして、「安心・安全」を最優先し、子ども一人ひとりが成長できる学童保育所の運営に、支援員・スタッフ一同全力で取り組んでいきます。</p>
<p>佐倉市</p>	<p>利用者アンケートを見ても、日頃の運営が利用者や保護者にとって、満足できるものであることがわかります。児童センター、学童の施設本来の目的と、その達成のための運営方針について、全体として認識が図られ、職員が日々業務にあたっている結果だと思えます。 新型コロナウイルス感染症の対策を取りながらとなるとは思いますが、引き続き、利用しやすい施設運営に努めていただきたいです。</p>

別記様式2

年度モニタリング〔第三者(利用団体等)評価〕(令和2年度)

施設名称	志津児童センター
評価者・団体	志津児童センター運営委員会(委員長 橋本允之)

業務点検シート

評価	説明
S (優良)	適格に実施され、特に優れた成果が認められる。
A (適格)	適格に実施されている。
B (概ね適格)	適格に実施されているが、改善の余地がある。
C (要改善)	適格に実施されておらず、ただちに改善する必要がある。
- (該当なし)	該当する事例がない。または、評価することができない。

I 業務に関する基準		
1 基本事項		
開所(館)時間	開所(館)時間が厳守され、速やかに業務が開始されているか。	A
管理範囲	管理範囲が厳守され、利用者を妨げることはないか。	A
利用制限	正当な理由なく利用者の利用を制限していないか。	A
2 維持管理業務に関する基準		
清掃	屋内・屋外ともに美観が維持されているか。	A
	清掃は利用者の妨げにならない時間帯に行っているか。	A
環境衛生	快適に利用できる環境となっているか。	A
景観維持	屋外の景観が維持されているか。	A
備品管理	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
	不足している物品はないか。	A
修繕	利用に支障をきたす状態のまま放置されていないか。	A
安全点検	施設内・施設外に危険箇所はないか。	S

3 施設運營業務に関する基準		
利用手続	使用許可や利用料金徴収の手続きは適正に行われ、迅速かつ円滑か。	A
利用料金徴収	利用料金の額、支払方法、減免基準等について、周知は十分か。	A
広報活動	利用者への掲示物・案内等はわかりやすく用意されているか。	A
	各種広報活動により利用者への周知が図られているか。	A
	Webサイトは利用しやすく、適宜更新されているか。	S
意見等受付	意見・要望・苦情等の受付手段及び機会は適切か。	S
	受け付けた意見・要望・苦情等を記録し、改善に努めているか。	B
相談業務	相談事業の利用方法について周知は十分か。	A
企画事業	企画事業の内容、実施回数、参加費の額は適切か。	B
II 運営体制・組織に関する基準		
1 実施体制に関する基準		
人員配置	業務主任担当者及びスタッフの人員配置は適切か。	A
接遇	職員(スタッフ)は名札及び清潔な服装を着用しているか。	A
	職員(スタッフ)のあいさつが徹底され、親切・丁寧な対応がなされているか。	S
2 運営協力体制に関する基準		
協力体制	関係機関、団体、住民等と十分な連携が図られているか。	S

総合評価

委員全体として、コロナ禍の中で、あまり活動ができず、歯がゆい思いです。コロナが収束したときには、高齢者クラブの人も含めて、参加者が増えれば、楽しい活動ができると思います。